

「風力発電等導入支援事業／着床式洋上ウィンドファーム開発支援事業
／洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」
に係わる公募 Q&A

(2021年4月1日 第一版)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

公募に関する Q&A をまとめました。ご参照ください。

1. 公募要領

- (1) 調査概要
- (2) 応募要件

2. 提案書類

- (1) 提案書類の様式

1. 公募要領

(1) 調査概要

Q 1	「未開発海域」とは具体的にどこか？
A 1	現時点で具体的な場所は決っておりません。採択時に NEDO から指示いたします。
Q 2	風況調査や、環境影響調査を考慮すると、事業期間 1 年弱は短くないか？
A 2	提案書については、仕様書に基づいて提案してください。 調査海域を NEDO が指示した後、仕様書の内容等と、実際の調査内容等が異なる場合は、NEDO と協議の上、期間を含め、調査内容等を適宜見直します。

(2) 応募要件

Q 1	公募要領の応募資格にある「実施体制に発電事業などの業務を行う企業等」について、具体的にどのように考えたら良いか？
A 1	公募要領「3. (2) (2) 応募資格」にあります「発電事業などの業務を行う企業等」は、以下の条件の企業等を指します。 ①電気事業法で定めている発電事業者として届出がされている企業等。 ②定款等において発電事業を目的として定めている企業等であり、かつ、本事業の実施内容を鑑み、風力発電事業を営むことを目的とした企業等。(将来的に当該事業において調査した地域において、発電事業を行う・風力発電事業を営む場合を含む。)
Q 2	NEDO に対する入札参加資格申請は必要か？
A 2	当該事業は「調査委託事業」を実施する事業者を公募するものであり、入札ではありませんので不要です。

(3) 提出期限及び提出先

Q 1	公募システムにて、①～⑰に必要情報を記入し、登録、送信を押したあと、記入内容に変更があった場合、どのように対応すれば良いか？
A 1	再度、①～⑰を入力し、登録し送信してください。同じ事業者様から来た、登録内容のうち、最後の登録内容を NEDO は応募として受け付けます。 なお、毎回、①～⑰を入力することになりますので、Word などに①～⑰の内容を記録（⑰は提案書のファイル登録です）しておく、作業性が良いと思います。 送信を押したあとに発行される受付番号をメモ等にとっていただくよう、お願いします。⑰は前回提出の申請受付番号（再提出の場合のみ）を入力する枠となりますので、提出の履歴として、NEDO は把握いたします。
Q 2	提案書の表紙には、企業等や代表者の印鑑が必要でしょうか。 また、複数企業等で提案する場合は、全者の印鑑が必要でしょうか。
A 2	提案書の表紙への印鑑は特に必要ありません。
Q 3	「Web 入力フォーム」への入力には代表者が行う必要があるでしょうか。
A 3	Web 入力フォームの入力者の指定は特にありません。
Q 4	現状、e-Rad の研究者番号を所有しているが、本事業に参加する他のメンバーも e-Rad の研究者番号が必要でしょうか。
A 4	代表の方一名の登録で問題ありません。なお、コンソーシアムの場合は、各社、代表の方一名の登録をお願いします。
Q 5	本事業にて、外注を予定しているが、外注先の研究者も e-Rad の研究者番号が必要でしょうか。
A 5	外注先は不要です。

2. 提案書類

(1) 提案書類の様式

Q 1	情報管理規定がまだないが、どうすれば良いか？
A 1	提案書類 p15 に記載のように、情報管理体制等の確認票については、応募要件として必須としています。なお、仮に未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります
Q 2	情報取扱者名簿及び情報管理体制図の提出は契約時までで良いか？
A 2	提案書類 p15, 16 に記載の通り、契約時まで提出頂ければ結構です。
Q 3	提案時に必要な書類として、直近の事業報告書及び直近 3 年分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書とあるのに対し、企業が創立間もなく、事業報告書も決算前でまだない場合、どうすれば良いか？
A 3	提案時には、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書は、提出可能な範囲で提出下さい。提案の後、提案書類 p1 に記載のように、審査過程で必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める事が想定されますので、適宜対応してください。
Q 4	コンソーシアムの場合、NEDO との契約形態はどのようになるのか？
A 4	採択となった場合、原則、各委託先と個別に契約します。なお、実施計画書は、コンソーシアム連名で提出してください。
Q 5	再委託先と同様、外注の場合の費用執行は契約金額の 50%未済とするルールが適用されますか。
A 5	外注については、外注を行う委託先等の契約金額に対する外注費の割合に制約はありません。なお、再委託については、再委託を行う委託先の契約金額に対する再委託費の割合は 50%未済にする必要性がありますので留意してください。